

介護予防に関する各研究班の検討状況について

1. 介護予防に関する研究班

- 今般の介護保険法等の一部改正法に基づき、新予防給付に係るサービスや介護予防ケアマネジメントの内容、地域支援事業における介護予防事業の内容等の検討の参考とするため、以下の分野について、それぞれの専門家に依頼し、技術的に考慮すべき点等の検討をしていただいたところ。

※ 介護予防に関する研究班

- I 総合的介護予防システムについての研究班
- II 運動器の機能向上についての研究班
- III 栄養改善についての研究班
- IV 口腔機能の向上についての研究班
- V 閉じこもり予防・支援についての研究班
- VI 認知症予防・支援についての研究班
- VII うつ予防・支援についての研究班

- 今般、現時点におけるこれらの研究班の検討内容は、別添のとおりである。

2. 本検討内容の位置付け

- これらは、各分野の専門家によって構成される研究班における検討内容である。
- 今後、厚生労働省においては、本検討内容も踏まえつつ、制度的な観点から、介護予防に係るサービスや介護予防ケアマネジメントの内容についての検討を進めることとしている。